

入間市児童発達支援センター事業計画

令和元年7月

入間市

目 次

第1章 事業計画策定にあたって	1
1 事業計画策定の背景	1
2 支援を要する児童の状況	2
3 障害児支援にかかる基本理念と方針（障害児福祉計画）	6
4 計画の位置付けと計画期間	8
第2章 児童発達支援センターの基本理念と方針	9
1 児童発達支援センターの運営の基本理念	9
2 児童発達支援センターの方向性	9
3 児童発達支援センターの基本方針	10
4 教育委員会との連携について	11
第3章 児童発達支援センターの事業	12
1 事業の体系	12
2 相談支援事業	13
(1) 相談支援	13
(2) 専門相談	14
(3) 障害児相談支援（計画相談）	14
(4) 支援にかかる情報の管理活用	14
3 児童発達支援事業	16
(1) 児童発達支援	16
(2) 保育所等訪問支援	18
(3) 日中一時支援	19
4 地域支援事業	20
(1) 家族支援	20
レスパイトケアの充実について	21
(2) 地域支援	22
(3) 普及啓発	22
5 児童発達支援センターの運営	23
(1) 利用者負担の考え方について	23
(2) 児童発達支援センター事業運営向上の取り組み	24
(3) 児童発達支援センターの運営方式について	24
第4章 児童発達支援センターの概要	25
1 設置場所	25
2 主要な設備	25
3 開設時期	25
4 配置図	26
5 運営人員	27
参考資料	29
1 児童発達支援センター指定基準	29
2 児童発達支援に関する関連課連携会議構成課名簿	31
3 入間市児童発達支援センター設置検討委員会名簿	31

第1章 入間市児童発達支援センター事業計画の策定にあたって

1 事業計画策定の背景

平成24年の児童福祉法改正に伴い、国から障害児支援を強化する方針が示されました。その中で、地域の中核的療育支援施設の役割を果たす児童発達支援センターを各市町村に1か所以上設置するよう求めています。また、平成30年に、国は「トライアングルプロジェクト」報告及び「教育と福祉の一層の連携等の推進について」通知を発出し、教育・福祉の連携強化の取り組みを求めています。

当市では、心身の発達に遅れや障害のある子どもに対する支援策は、保健・福祉・教育等の各部門で幅広く展開されていますが、一方で出生・保育所等への入所・小中学校への入学・卒業等の節目ごとに対応窓口は異なります。そのため、児童の成長に伴い一貫して対応できる総合相談窓口の設置が課題となっており、平成27年には、健康福祉センターを障害児支援の拠点とし、相談支援専門員を配置することを求める要望が市民（自立支援協議会）から提出されています。

第6次入間市総合計画・前期基本計画では、障害児の包括的な支援体制の構築に向けて、「児童発達支援センターへの移行も含めて多様なニーズに対応する支援体制の整備に努める」ことが記載され、入間市障害者計画（入間市障害児福祉計画）において平成32年度までに児童発達支援センター設置に取り組むことが記載されました。

平成29年度に、庁内関係課（こども支援課・青少年課・保育幼稚園課・障害者支援課・地域保健課・学校教育課教育センター）による「児童発達支援に関する関連課連携会議」を設置し、入間市の児童発達支援の現状と課題について検討を進めた結果、ライフステージに応じ、切れ目ない一貫した支援を実施するために、総合的な相談・連携・コーディネート等の機能を持つ機関として児童発達支援センターを設置することが望ましいとの結論を得ました。

さらに児童発達支援センターの設置の検討に当たり、専門的な視点からの意見を聴取するため、平成30年度は入間市児童発達支援センター設置検討委員会を設置しました。

以上の経過と児童発達支援センター設置検討委員会での検討内容を踏まえ、児童発達支援センターが果たす役割や機能、実施する事業を定めるために本計画を策定するものです。

2 支援を要する児童の状況

児童発達支援センターの事業や体制を検討するにあたり、対象となる児童の状況を把握する必要があります。

(1) 小学校における特別な支援を要する児童の出現率

文部科学省の平成 24 年度「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、学習面または行動面で著しい困難を示す児童の割合は小学校で 7.7%と推計されています。

入間市の 6 歳から 11 歳までの人口にこの割合を乗じた子どもが、支援の対象となる可能性があります（表 1）。

（表 1）入間市の幼児・児童数と「学習面又は行動面で著しい困難を示す児童」数の推計値

	平成 26 年 10 月 1 日	平成 29 年 10 月 1 日	令和 6 年 10 月 1 日
0～5 歳人口(a)	6,789	6,344	5,420
6～11 歳人口(b)	8,042	7,551	6,618
学習面又は行動面で著しい困難を示す 6～11 歳児童数の推計値(c)=(b) × 7.7%	619	581	510

幼児・児童数の令和 6 年推計値は入間市人口ビジョン 2015 から引用

(2) 未就学児の状況

未就学児の状況については、障害者手帳の所持者数、保育所等で加配を受けている子どもの数、児童発達支援の利用者数、乳幼児健康診査で把握される「注意すべき児」の数などが参考となります。

平成 30 年度末の障害者手帳を所持する子どもの数は 419 人（表 2）、保育所(園)で加配を受けている子どもは平成 30 年 4 月現在 95 人（表 3）でした。

平成 29 年度の 3 歳児検診受診者は 1017 人で、精神面または精神・身体両面で「注意すべき児」は 56 人でした。（表 4）

（表 2）障害手帳を所持する子ども（各年度末）

手帳の種類	年齢層	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
身体障害者手帳	就学児～18 歳未満	84	83	79	82
	未就学児	27	24	27	20
療育手帳	就学児～18 歳未満	218	230	231	268
	未就学児	35	32	31	14
精神障害者保健福祉手帳	就学児～18 歳未満	15	20	27	34
	未就学児	0	2	1	1
計		379	391	396	419

出典：障害者支援課

(表 3) 保育所（園）で加配を受けている子どもの数（入間市に住所のある子ども）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
保育所（園） （4/1 現在）	入所者数*1	2,204	2,216	2,265	2,280	
	加配を受けている 子ども	公立	77	66	68	72
		民間*2	20	24	27	30
私立幼稚園 （5/1 現在）	在籍児数（加配を受けている子どもの数は不明）	1,906	1,830	1,825	1,827	
未就学児人口（4/1 現在）		6,582	6,406	6,313	6,205	

*1 市外施設の入所児童を含む

*2 市内施設の県・市の補助金対象児のみ

出典：保育幼稚園課

(表 4) 3歳児健康診査における「注意すべき児」の数

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	計
対象者	1,149	1,133	1,056	3,338
受診者 (a)	1,091	1,084	1,017	3,192
精神面 (b)	33	19	21	73
精神・身体両面 (c)	61	44	56	161
((b) + (c)) / (a)	8.6%	5.8%	7.6%	7.3%

出典：入間市健康福祉センター事業概要

(3) 障害児通所支援等の利用状況

障害児通所支援等の支給決定者は年々増加しています（表 5）。平成 31 年 4 月 1 日現在、児童発達支援の支給決定を受けた児童 57 人のうち、31 人が市の児童発達支援事業「元気キッズ」を利用しており、そのうち 15 人は元気キッズと他事業所を併用しています（表 6）。

市内には児童発達支援 5 事業所（定員 60 人）、放課後等デイサービス 7 事業所（定員 70 人）があります（表 7・表 8）。

児童発達支援、放課後等デイサービスともに利用者は年々増加しています（表 9）。

また、入間市には障害福祉サービスの支給決定を要しない療育機関として、教育センターの幼児通級指導教室「茶おちゃお」（年間約 100 人利用）や埼玉県の地域療育センター「西部療育センター」（小学校 3 年生までの入間市児童約 30 人利用）があります。

(表 5) 障害児通所支援等の支給決定者数 (各年 4 月 1 日現在)

利用事業	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
児童発達支援	39	52	54	57
放課後等デイサービス	123	156	203	252
保育所等訪問支援		0	5	5
障害児相談支援	101	148	194	244

出典：障害者支援課

(表 6) 入間市児童発達支援事業「元気キッズ」利用者数 (各年 4 月 1 日現在)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
在籍者数 (人)	30	27	35	31
うち他事業所利用者	9	14	15	15

出典：こども支援課

(表 7) 市内及び近隣市の事業所数 (平成 31 年 4 月時点)

事業名	入間市	所沢市	飯能市	狭山市
児童発達支援センター	0	1	0	1
児童発達支援	5	14	3	6
放課後等デイサービス	7	33	7	11
居宅訪問型児童発達支援	1	0	0	1
保育所等訪問支援	2	3	1	2
障害児相談支援	10	11	10	8

出典：埼玉県

(表 8) 市内及び近隣市の事業所定員数 (平成 31 年 4 月時点)

事業名	入間市	所沢市	飯能市	狭山市
児童発達支援センター	0	40	0	14
児童発達支援	60	203	25	80
放課後等デイサービス	70	330	65	110

出典：埼玉県

(表 9) 障害児給付事業延べ利用者数

事業名	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	587	746	779
放課後等デイサービス	906	1,842	2,776
保育所等訪問支援			2
障害児相談支援	130	205	296

出典：決算報告書

(4) 特別支援教育の状況

市教育委員会では、すべての子どもたちの自立支援を図るため、子ども未来室事業を展開しており、特別支援学級（小学校 15 校・中学校 6 校）、通級指導教室「ちやいむ教室」（全小学校）・「ちゃんす教室」（全中学校）を設置しています。

児童のライフステージ移行の際に支援が途切れないよう、教育委員会と緊密に連携し、継続的に支援する体制を構築する必要があります。

(表 10) 特別支援学級の児童・生徒数（各年 4 月 6 日現在）

学校区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
小学校	83	85	92	118	135
中学校	35	40	51	49	51
計	118	125	143	167	186

出典：学校教育課

(表 11) 通級指導教室の児童・生徒数（各年度末）

学校区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
小学校	178	185	176	162
中学校	32	24	28	37
計	210	209	204	199

出典：学校教育課

(表 12) 特別支援学校に在籍する入間市民の児童・生徒数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

特別支援学校	小学部	中学部	高校部	計
狭山特別支援学校	38	27		65
日高特別支援学校	11	7	7	25
入間わかかさ特別支援高等学校			61	61
計	49	34	68	151

出典：各学校

3 障害児支援にかかる基本理念と方針（障害児福祉計画）

入間市は平成30年3月に障害者福祉プランを策定し、国の障害者基本計画及び埼玉県第5期埼玉県障害者支援計画を基として、さらに第6次入間市総合計画、入間市地域福祉計画、入間市次世代育成支援行動計画子ども・子育て支援事業計画との整合性を図りつつ、入間市の障害者施策の基本方針、施策の方向性を示しました。障害者福祉プランの基本理念は以下のように定められています。

基本理念（障害者福祉プラン）

- (1) 障害のある人も障害のない人も、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けた施策を推進します。
- (2) 障害のある人の基本的人権を守り、障害のある人の意思決定を支援する施策を推進します。
- (3) 障害のある子ども障害のない子ども、地域でともに暮らし、共に学び、共に成長していくことができるように保育・教育の環境を整備する施策及び家庭を支援する施策を推進します。

また、障害者福祉プランの第2部「入間市障害者計画」では、基本方針、重点課題、施策の体系を以下のように定めています。

基本方針1 健康と暮らしをまもる施策

- 重点課題（1） 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
施策1 精神障害者に対する地域生活支援の充実を図る
- 重点課題（2） 地域で安心できる暮らしの支援
施策2 いざという時のための支援体制をつくる
施策3 災害時に安心して避難生活を送るために

基本方針2 地域で暮らしていくための支援

- 重点課題（3） 相談支援の充実
施策4 身近で利用しやすい相談のしくみづくり
施策5 障害児相談支援の実施
- 重点課題（4） はたらく支援の充実
施策6 はたらくを応援する

基本方針3 障害のある子どもとその家族への支援

- 重点課題（5） 障害のある子どもとその家族への支援の充実と、共に学び共に育つ場の整備
施策7 子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる
施策8 一人ひとりが違うことの素晴らしさを共に学ぶ保育・教育に取り組む

基本方針4 生き生き暮らせるまちづくり

重点課題（6） 福祉意識の向上とボランティア活動の推進

施策9 障害者福祉について関心や理解を深めるために

施策10 福祉ボランティア活動を支援する

重点課題（7） 障害者スポーツ、文化活動、余暇活動等への支援

施策11 障害者のスポーツ・文化活動を支援する

重点課題（8） 移動等の円滑化の促進

施策12 だれもが安心して使いやすい施設とするために

基本方針5 権利擁護

重点課題（9） 権利擁護の推進

施策13 成年後見制度の周知と成年後見制度利用支援事業の推進

施策14 障害者の権利を守る

障害者福祉プランでは、数か所で児童発達支援センターの設置に言及しています。

施策5「障害児相談支援の実施」において、「相談支援の質の向上を図るとともに、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援、すべての特別な配慮が必要な児童とその家庭を対象とした支援を推進するため、地域の医療、保健、福祉、教育の関係機関と連携し、福祉と繋がっていない家庭への対応を含め、相談支援体制のさらなる充実に取り組みます」とし、「障害児に係る相談及び支援について、児童発達支援センターの設置に向けた研究の過程でワンストップ・サービスの在り方についても研究していきます」としています。

また、施策7「子どもの育ちをみんなで一緒に支えていける支援体制をつくる」においては、「障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの設置に向けた研究を進めるなど地域支援体制を整備していくとともに訪問による支援等障害支援の更なる充実を図ります」としています。

第3部「入間市障害福祉計画・入間市障害児福祉計画」では、平成32年度における目標値として、児童発達支援センター1か所の設置を掲げています。

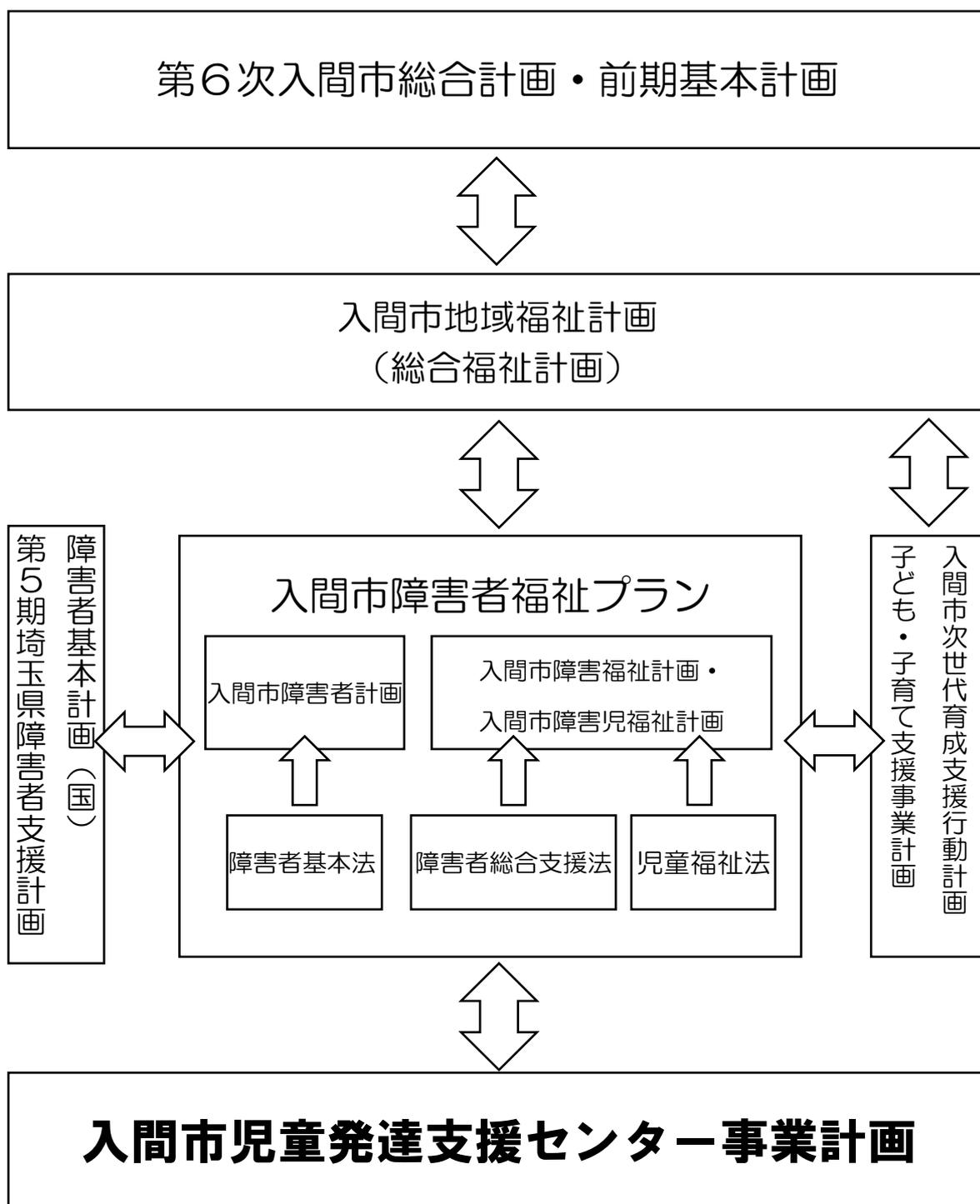
また、障害児支援事業の見込量を以下のとおり設定しています。

【障害児支援事業の見込量】

サービス名		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	一月あたり利用量	479人日	541人日	598人日
	実利用人数	59人	67人	74人
放課後等デイサービス	一月あたり利用量	1,626人日	1,848人日	2,081人日
	実利用人数	161人	183人	206人
保育所等訪問支援	一月あたり利用量	4人日	4人日	4人日
	実利用人数	4人	4人	4人
障害児相談支援	一月あたり相談件数	30件	31件	32件

4 計画の位置付けと計画期間

本計画は、第6次入間市総合計画・前期基本計画や入間市障害者福祉プラン等、関連する計画との整合性を保った計画とし、計画期間は令和2年度から令和6年度の5か年間とします。



第2章 児童発達支援センターの基本理念と方針

1 児童発達支援センター運営の基本理念

子どもとその家族が身近な地域で安心して暮らし、一人の自立した人間へと成長できるよう、18歳まで切れ目なく一貫した支援が行える児童発達支援センターを目指し、センター運営の基本理念を次のように定めます。

基本理念

- (1) **すべての子どもが地域の中で自立に向けて成長できる支援をします。**
- (2) **子どもの最善の利益を守り、成長に寄り添う切れ目ない支援をします。**

2 児童発達支援センターの方向性

3つの支援の一体化に取り組み、ライフステージに応じた切れ目ない支援の実現をめざします。

(1) 福祉・子育て・教育の支援の一体化

心身の発達に遅れや障害のある子どもへの支援を担当する各部門の連携を強化して、福祉・子育て・教育が一体となった支援をコーディネートします。

(2) 発達支援の相談窓口の一体化

市民にとって分かりやすく、利用のしやすい、包括的な相談窓口を開設します。

相談に応じて事業の案内を行うとともに、専門職による相談や他の支援機関に適切につながる。

(3) 支援情報の一体化

児童の発達に関する情報を一元的に管理することで、ライフステージの移行に伴う切れ目ない支援を実現するシステムを構築します。

3 児童発達支援センターの基本方針

センターでは、以下の基本方針に基づき、(1) 相談支援、(2) 児童発達支援、(3) 地域支援の3事業を実施します。

方針1 相談支援事業の基本方針

- ①だれでも気軽に立ち寄り相談のできる環境の整備
- ②さまざまな部門・施策を横断した総合的な相談支援の実施
- ③ライフステージの変化に切れ目なく寄り添う支援の実施
- ④児童の発達にかかる情報を継続的に管理し、適切に支援につなぐ機能の整備

方針2 児童発達支援事業の基本方針

- ①子どもと家族の一体的な支援の実施
- ②発達段階に応じた質の高い支援の実施

方針3 地域支援事業の基本方針

- ①心身の発達に遅れや障害のある子どもへの支援にかかる地域連携の中核としての機能の整備
- ②地域まるごと子育てを応援する環境の整備

4 教育委員会との連携について（トライアングルプロジェクト報告）

国は、平成30年3月に文部科学省と厚生労働省による「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」報告、同年5月に「教育と福祉の一層の連携等の推進について」通知を発出しました。

福祉と教育の連携については、保育所や学校等と障害児通所支援事業所、保護者を含めた情報共有の必要性が指摘されており、支援が必要な子どもやその保護者が、地域で切れ目ない支援が受けられる支援体制の整備への自治体の積極的な取り組みが求められています。

教育と福祉の連携に係る課題としては「学校と障害児通所支援事業所等の管轄部署が異なるため、子どもに必要な支援情報が双方の現場で共有されにくいことがある」等の課題が挙げられています。また、保護者支援に係る課題として「乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられないことがある」等の課題が挙げられています。

対応策として「発達障害をはじめ障害のある子どもは、教育委員会、福祉部局といった各地方自治体の関係部局や、学校、障害児通所支援事業所等といった複数の機関と関わっていることが多い。各地方自治体においては、教育委員会と福祉部局において各制度を所管しているが、双方の垣根を排除し、就学前から学齢期、社会参加まで切れ目なく支援していく体制を整備することが重要である」とされ、保護者支援を推進するための方策として、「障害のある子どもやその保護者にとって、専門的な相談ができる機関や保護者同士の交流の場が必要であることを踏まえ」、相談窓口を一元化している自治体の事例を参考とした相談窓口の整理等の取り組みを求めています。

18歳未満の子どもに切れ目ない支援が行われるよう、児童発達支援センターは教育委員会と緊密に連携します。

教育委員会は小中学校における通級、特別支援学級の開設に加え、通常学級の子どもも含めた「ユニバーサルデザインの授業」「教室の環境調整」「子ども支援員の配置」等の支援を行っています。

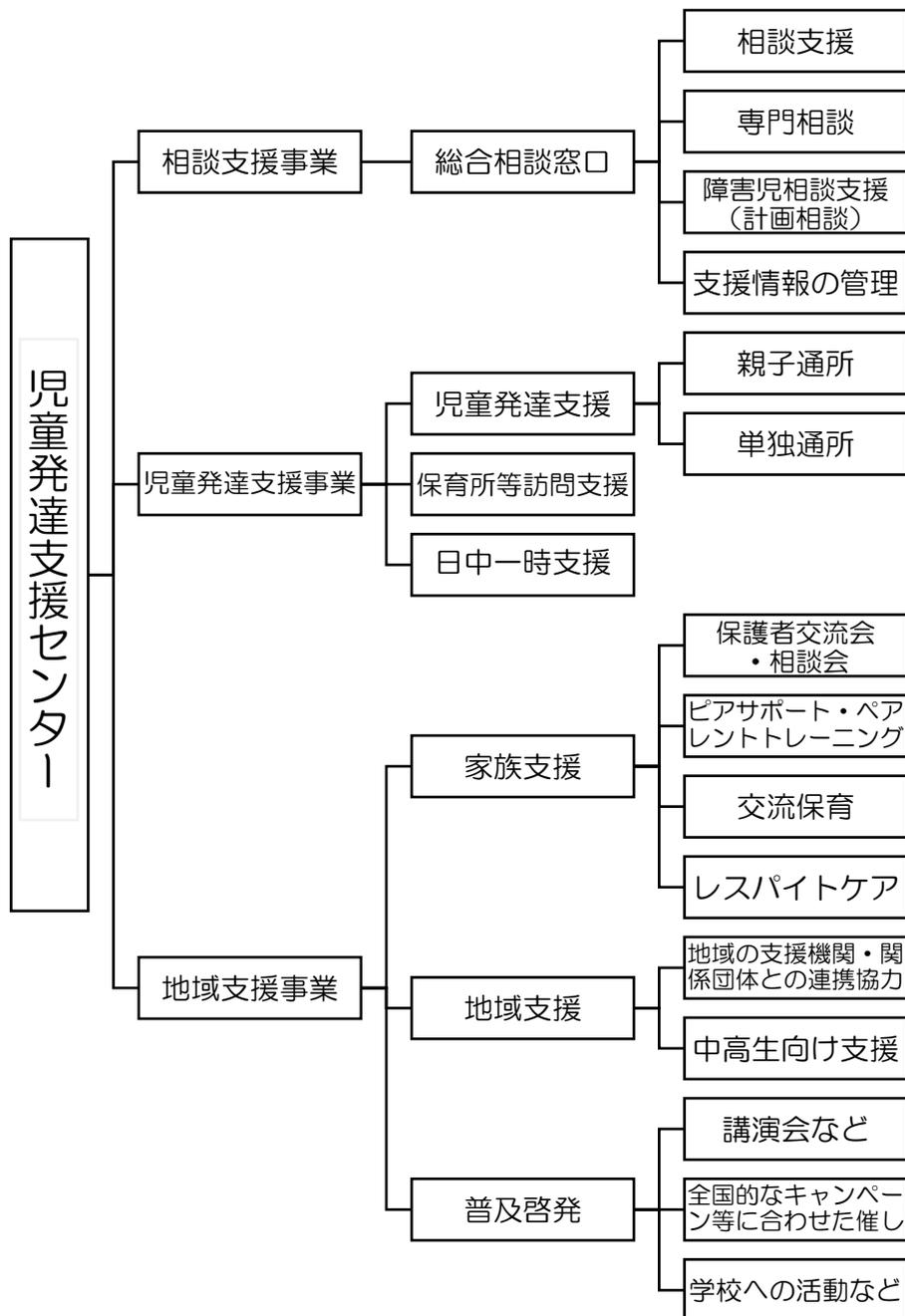
児童発達支援センターでは発達に関する包括的な相談を受け付けるとともに、専門相談やケースカンファレンス、(仮称)発達支援シートによる情報共有、保育所等訪問支援や施設支援等の事業を通じて就学への円滑な接続や就学後の継続支援を行います。

第3章 児童発達支援センターの事業

1 事業の体系

児童発達支援センターは、心身の発達に遅れや障害のある子どもに対する支援を総合的に実施する中核的な支援拠点として、相談支援、児童発達支援、地域支援の3つの事業を行います。

【児童発達支援センター事業の体系】



2 相談支援事業

センター化に伴って新設する事業で、発達に不安や課題のある18歳未満の児童や家族に一貫して対応できる総合相談窓口を開設し、(1)相談支援、(2)専門相談、(3)障害児相談支援(計画相談)、(4)相談支援にかかる情報の管理活用の4事業を行います。

福祉・教育・子育ての各機関と連携して支援策をコーディネートし、総合的に支援します。特に教育委員会と緊密に連携し、福祉と教育の一体的な支援を行います。

子ども未来室の巡回支援との連携による効果の向上を図ります。

家族の悩みも気軽に話しに来ることができる、相談しやすい窓口を目指します。

(1) 相談支援

子育てや子どもの発達に関する相談を、内容を限定せずに受け、傾聴や助言、関係機関の紹介やつなぎを行います。

早期に支援につなぐため、家庭訪問や関係先訪問、地域の支援機関からの相談への対応、親子が集まる場所での相談の催しなどのアウトリーチ活動を行います。

月1回程度、時間外の相談受付を行います。

四半期に1回程度、休日の相談会等の事業を行います。

レスパイトケアに利用できる事業の情報提供とコーディネートを行います。

項目	内容
対象者	発達に不安や課題のある18歳未満の児童や家族・地域の支援機関
利用者負担	なし(法定外事業)
窓口開設時間	月～金曜 午前9時～午後5時15分(祝休日・年末年始除く)

(2) 専門相談

こだわりが強い、極端に不器用など、心理や作業療法に関する専門的な発達相談や、就学、学校生活に関する相談を行います。

項目	内容
対象者	発達に不安や課題のある児童や家族・地域の支援機関
利用者負担	内容により実費負担あり（法定外事業）
相談日	心理相談、教育相談、療法士による相談等、それぞれ月1回程度の相談日を設定

(3) 障害児相談支援(計画相談支援)

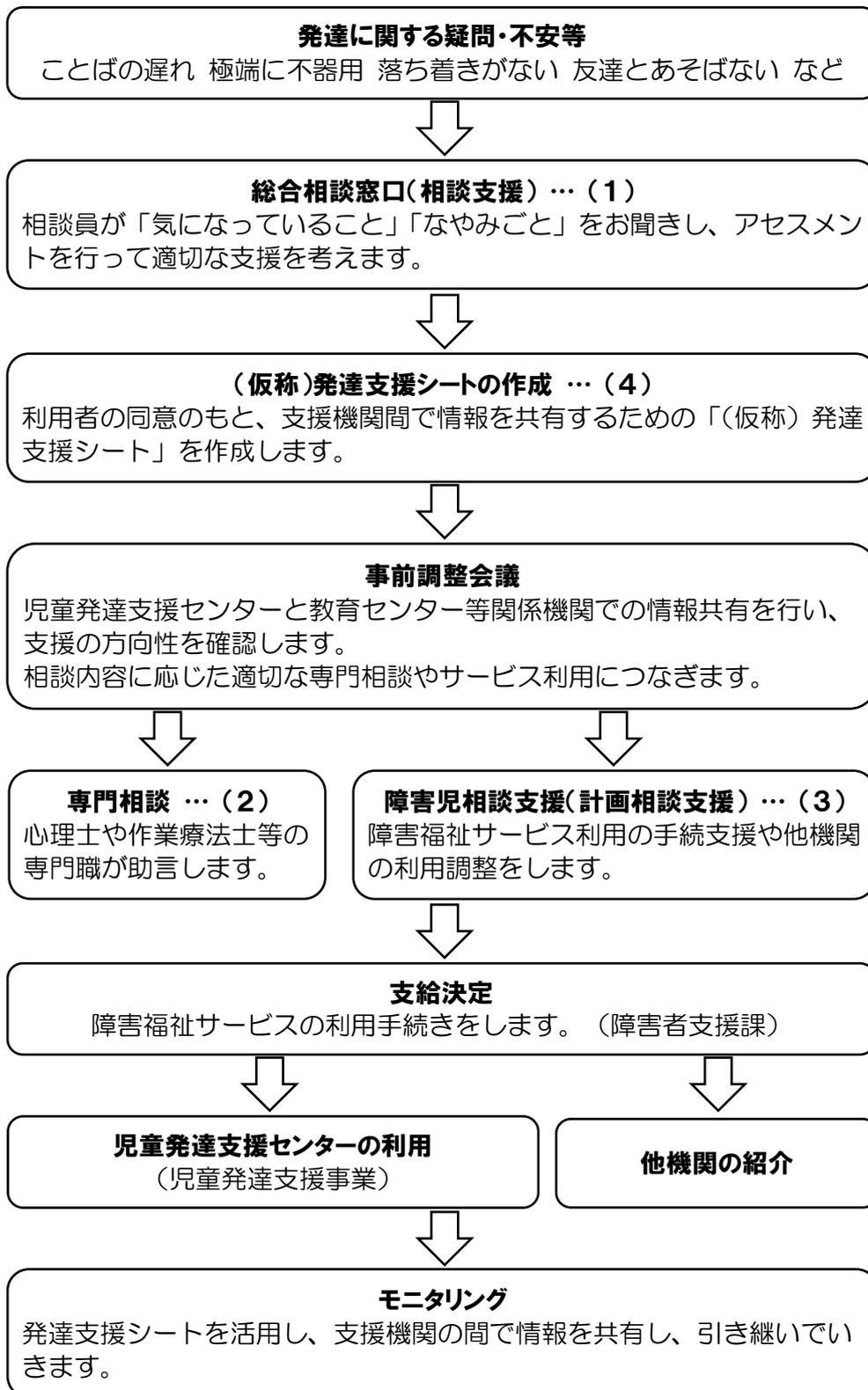
児童発達支援等のサービスを利用するための支援計画の作成や手続き支援を行います。障害児支援利用計画の作成や利用状況のモニタリングを通じて継続的に関わります。障害福祉サービス利用に伴う支給決定の申請手続きを代行します。

項目	内容
対象者	児童発達支援等の障害福祉サービス利用者
利用者負担	なし（児童福祉法の規定により）
窓口開設時間	月～金曜 午前9時～午後5時15分（祝休日・年末年始除く）

(4) 支援にかかる情報の管理活用

「(仮称)発達支援シート」を活用して相談者の支援にかかる情報を管理し、支援機関間で引き継ぐことにより、ライフステージの移行に際して継続的に支援できる仕組みを作ります。支援にかかる情報の共有・引継を容易にし、情報の散逸を防ぎます。

【相談支援事業のフローチャート】



3 児童発達支援事業

児童発達支援センターの児童発達支援事業は、(1) 児童発達支援、(2) 保育所等訪問支援、(3) 日中一時支援の3事業を実施します。

いずれも重症心身障害児や医療的ケア児の利用への配慮に努めます。

(1) 児童発達支援

概ね1歳から就学前までの、心身の発達に遅れや障害のある児童と保護者を対象とします。一人ひとりの発達段階に応じて作成した個別支援計画に基づき、小集団での療育支援を行います。

親子通所のクラスでは、保護者が児童の発達課題や特性を知り、対応方法を学びます。

単独通所のクラスは、親子通所から段階的に母子分離や単独通所の回数を増やし、単独通所へと移行することにより、児童の自立心を育てます。

医療的ケアを要する児童も利用できます。医療的ケアは原則保護者に行っていただきます。

効果的な療育を行うため、アセスメントの充実を図ります。

母子分離の時間帯を設け、保護者交流やレスパイトケアの機会に活用します。

一部単独通所の条件を見直し、単独通所の機会を拡大します。また、レスパイトケアのための単独通所を取り入れます。

項目	内容
対象者	心身の発達に遅れや障害のある未就学児童
定員	1日26名 親子通所 0～2歳児 5人×1クラス(週1～2回通所) 親子通所 重症心身障害児等 5人×1クラス(週1～2回通所) 単独通所 3～5歳児 8人×2クラス(週1～4回通所)
送迎	なし
利用者負担	所得等に応じた自己負担あり(児童福祉法第21条の5の3) ※ 令和元年10月から、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に利用者負担が無償化されます。
利用時間	月～金曜 (祝休日・年末年始除く) 親子通所 午前9時30分～午後2時 単独通所 午前9時～午後3時

【児童発達支援の利用フローチャート】

相談支援

相談員が「気になっていること」「なやみごと」をお聞きし、アセスメントを行って適切な支援を考えます。



障害児相談支援（サービス等利用計画作成）

障害福祉サービス利用の手續支援や他機関の利用調整をします。



支給決定

障害福祉サービスの利用手續きをします。（障害者支援課）



利用申請

児童発達支援センターを利用するための手續です。



利用契約

児童発達支援センターの利用契約を結びます。



療育の内容等の調整

療育の内容について打ち合わせます。



通所利用開始

(2) 保育所等訪問支援

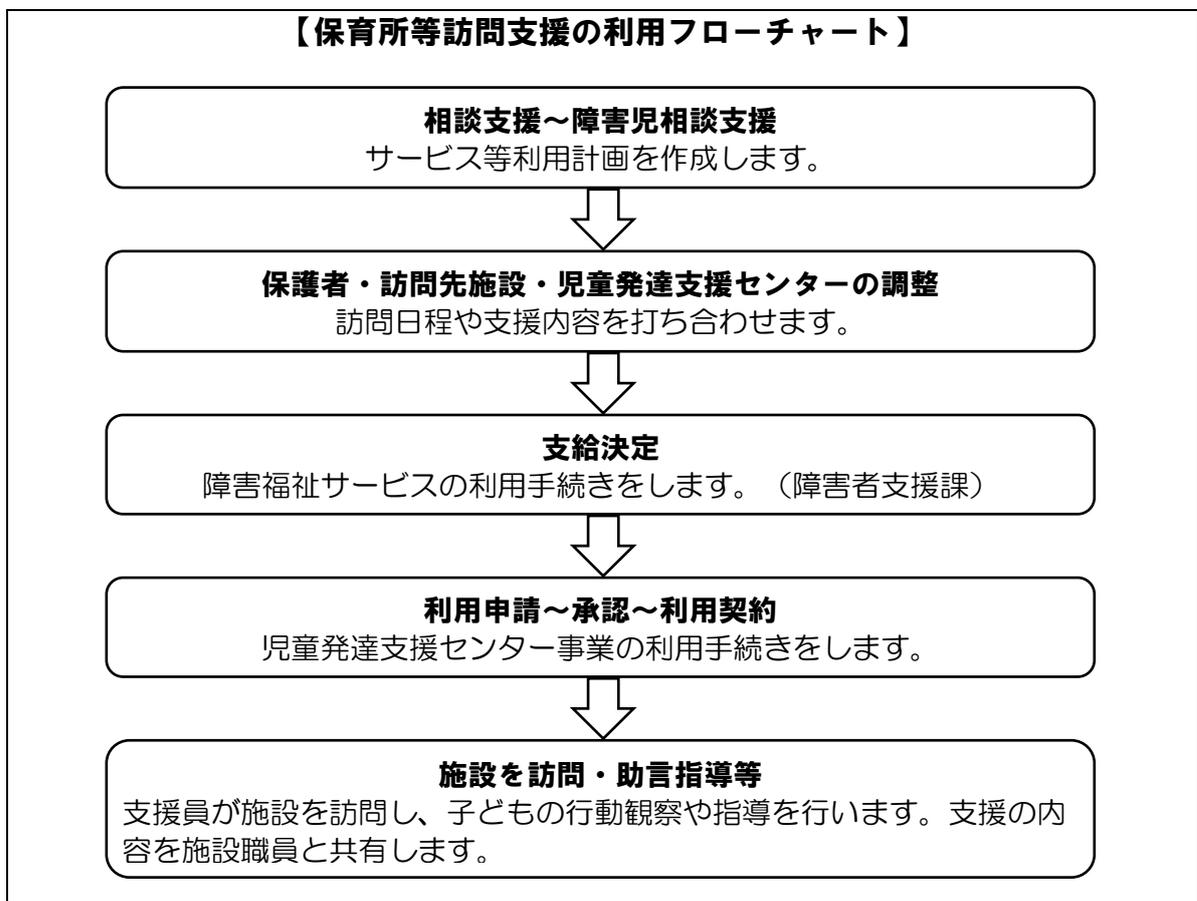
18歳未満の、幼稚園・保育所（園）・学校等での集団生活への適応に課題のある児童を対象とします。

保護者との契約のもと、訪問支援員が施設を訪問し、児童が集団生活を送る場所で適応に向けた支援を行い、施設職員及び保護者に対する助言などを行います。

子ども未来室の巡回支援や特別支援学校の巡回相談との連携により効果の向上を図ります。

項目	内容
訪問先施設	市内保育所（園）・幼稚園・小学校・学童保育室・特別支援学校等
対象者	集団生活への適応に課題のある18歳未満の児童
利用者負担	所得等に応じた自己負担あり（児童福祉法第21条の5の3） ※ 令和元年10月から、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に利用者負担が無償化されます。
訪問頻度	訪問先施設との調整により月1～2回（月～金曜、1回2～3時間）

【保育所等訪問支援の利用フローチャート】



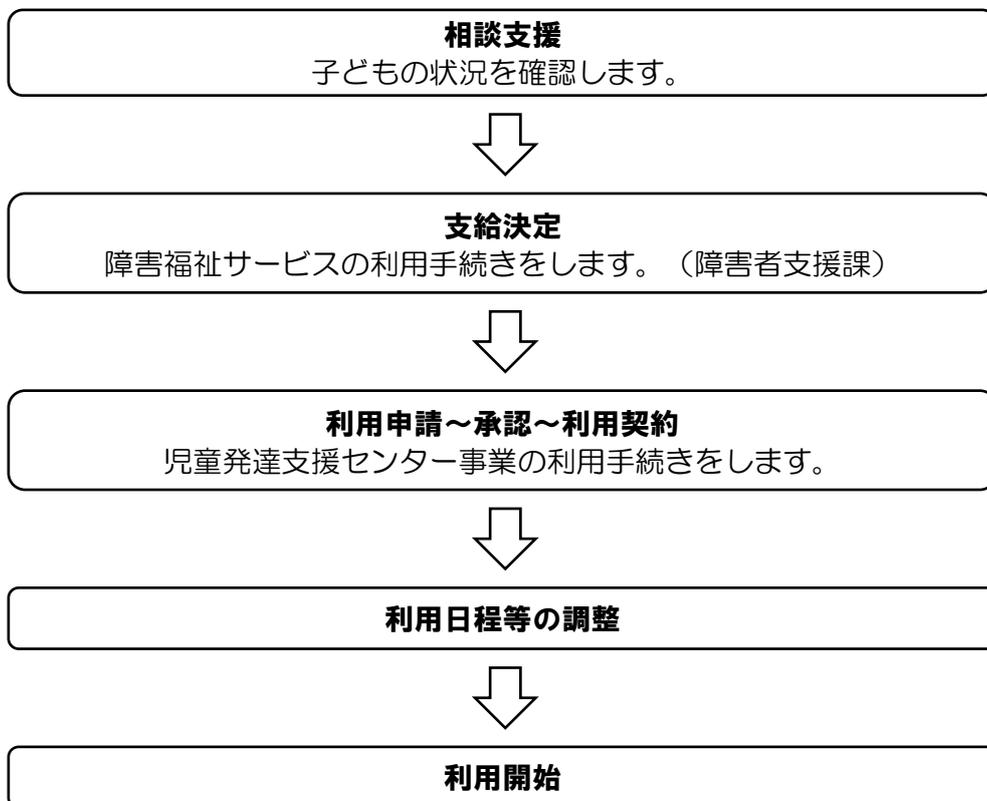
(3) 日中一時支援

重症心身障害児や医療的ケア児等、民間事業所の受け入れが少ない児童の利用を想定した日中一時支援の事業を実施します。

就学後の継続支援や保護者のレスパイトケアを図ります。

項目	内容
対象者	心身の発達に遅れや障害のある18歳未満の児童
定員	1日5名
送迎	なし
利用者負担	所得等に応じた自己負担あり (入間市障害者日中一時支援事業実施要綱第13条)
利用時間	月～金曜 午後3時～午後6時(祝休日・年末年始除く)

【日中一時支援の利用フローチャート】



4 地域支援事業

児童発達支援センターへの移行に伴って新規に開始する事業です。

児童発達支援センターは、障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、地域の連携体制を構築する地域支援事業を行うこととされています。

児童発達支援センターでの地域支援事業は、（１）家族支援、（２）地域支援、（３）普及啓発の３つの事業を行います。

（１）家族支援

発達に課題のある子どもを育てる家庭に対し、保護者の精神面の安定や育児環境を整えることを目的に、保護者やきょうだいを含めた家族を支援する事業です。

児童の成長には家族の精神面の安定が必要という観点から、保護者の不安を軽減し、悩みを抱えて孤立することのないよう、親子をともに支援します。

- ①関係機関や当事者団体等と連携し、家族で参加しやすい週末などに子育てイベントや相談会等を実施します。
- ②当事者団体等と協力し、定期的に地域の家族交流会を開催し、ピアサポートや情報交換の場を作ります。
- ③行事等の際にきょうだい児への支援も行います。
- ④育児不安を軽減するため、ペアレントトレーニング講座などの事業を行います。
- ⑤保育所等を利用していない児童が集団を経験する機会として、地域の保育所等に受け入れていただく交流保育の事業を行います。

項目	内容
主な対象者	発達に不安や課題のある 18 歳未満の児童・家族
利用者負担	開催内容により実費負担あり（法定外事業）

レスパイトケア*の充実について

児童発達支援センターのすべての事業を通して、家族に対する支援に配慮し、児童の育ちを支える環境の整備に取り組みます。以下の4つの方向で各事業の実施に取り組むことで、レスパイトケアの充実に努めます。

No.	取組の方向	内 容
1	児童発達支援におけるレスパイトケア対応	児童発達支援利用者へのレスパイトケア ① 単独通所のクラスを設定 ② 母子分離の時間帯を設け、保護者交流や情報交換に活用 ③ 一部単独通所の条件を見直し、単独通所の機会を拡大 ④ 回数限定であっても条件なしのレスパイトケアの実施
2	相談支援の充実	情報提供や精神的な支えとなれるような相談支援 ① 相談しやすい窓口での傾聴 ② レスパイトケアに利用できる事業の情報提供とコーディネート ③ 実際に利用できる情報の選別
3	イベント事業の実施	保育付きの催しやピアサポートなど ① 週末のスポット的なイベント ② 情報交換や交流機会の提供
4	施設を活用した恒常的な事業の実施	通所事業利用者以外も利用できるレスパイトケアの事業 ① 民間事業所の受け入れが少ない重症心身障害児等を対象とした日中一時支援

※ レスパイトケア… 休息。在宅で障害児を介護（育児）している家族に、支援者が介護（育児）を一時的に代替してリフレッシュしてもらうこと。

(2) 地域支援

発達支援を要する児童を早期に発見し、一貫性と継続性のある支援を学齢期・青年期へとつなぐことは発達障害者支援法において自治体の責務とされているため、この理念に沿って各機関と連携し地域支援を行います。

- ①庁内関係課（地域保健課、保育所（園）・幼稚園等、学校、教育委員会、家庭児童相談室、障害者支援課等）や民間事業所の連絡会、研修会、自立支援協議会への参加などにより地域の関係機関の連携を深めます。
- ②就学後の継続支援や、卒業に際して就労支援施策につなぐ支援に取り組みます。
- ③中高生等、就学後児童のソーシャルスキルトレーニング事業などを行います。
- ④発達に課題のある子どもと保護者が早期に支援につながるよう、専門職が保育所等を訪問し、保育士等の職員に対する支援を行うとともに、保護者への働きかけを行うなど、保護者の気づきの段階からの支援に取り組みます。
- ⑤地域の支援機関が情報共有することにより、切れ目ない支援を行います。

項目	内容
主な対象者	発達に不安や課題のある 18 歳未満の児童・家族・地域の支援機関や関係団体・一般市民等
利用者負担	開催内容により実費負担あり（法定外事業）

(3) 普及啓発

発達の特性や障害のある児童に対する地域住民の理解を促し、ひとりの子どもとして温かく見守る地域の目を育てていく活動を、様々な機会を捉えて行い、家族が抱える心理的な負担を軽減します。

- ①発達の特性や障害に関する知識の普及啓発のため、児童発達支援センターのHPやパンフレット等を作成し、情報を発信します。
- ②関係機関や当事者団体、関係課と協力し、広く市民に向けた講演会、学校への出張講座等の子どもへの働きかけ、全国的なキャンペーンに合わせた一般向けの啓発活動など、普及啓発の活動を行います。
- ③発達の特性や障害に関わりの少ない一般市民に向けた啓発やPRを行います。

項目	内容
主な対象者	地域の一般市民・支援機関等
利用者負担	開催内容により実費負担あり（法定外事業）

5 児童発達支援センター事業の運営

(1) 利用者負担の考え方について

法定サービスの利用にあたっては、利用者負担をいただきます。

①障害福祉サービスを利用したときには、サービスに要した費用の1割を事業者に支払います。利用者負担は所得区分等に応じて負担上限額があります。

②令和元年10月から、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に利用者負担が無償化されます。

法定外サービスの利用にあたっては受益者負担の考え方を基本に個別に設定します。

【参考：入間市が実施する児童発達支援及び保育所等訪問支援（元気キッズ事業）の利用者負担額等（令和元年度）】

事業の種類	利用1人1回あたりの障害児通所給付費（利用料・10割）	利用者負担（1割）
児童発達支援	7,916円	791円
保育所等訪問支援	10,245円	1,024円

【負担上限額の区分（障害児該当部分抜粋）】

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	市民税課税世帯（一般1以外の方）	37,200円
一般1	市民税課税世帯で所得割28万円未満の障害児（施設入所者以外）	4,600円
低所得2	市民税非課税世帯（低所得1以外の方）	0円
低所得1	市民税非課税世帯（本人の年収が80万円以下の方）	0円
生活保護	生活保護受給世帯	0円

（２）児童発達支援センター事業運営向上の取り組み

- ①児童発達支援センターの事業運営を向上させるための取り組みを行います。
- ②事業運営に対する市民の意見を取り入れるため、有識者や関係者で構成する「（仮称）児童発達支援センター運営協議会」を設置します。
- ③児童発達支援事業については、法令に基づく自己評価・利用者評価を実施します。
- ④PDCA サイクルに基づいて事業を検証し、事業計画を見直します。
- ⑤国立リハビリテーションセンター学院等の専門機関に、適切な支援について助言指導の協力を仰ぎます。



（３）児童発達支援センターの運営方式について

児童発達支援センターの運営は、市直営とします。

児童発達支援や保育所等訪問支援等、事業の一部は、専門性を確保し、質の高いサービスを実施するため、民間への業務委託とすることを想定しています。

第4章 児童発達支援センターの概要

1 設置場所

児童発達支援センターは、健康福祉センター内の児童発達支援事業所を機能拡張して開設します。

【入間市児童発達支援センターの概要】

施設の種類	福祉型児童発達支援センター（児童福祉施設）
開設予定場所	入間市大字上藤沢 730-1 入間市健康福祉センター内
開所時間	月～金曜 午前9時～午後6時（祝休日・年末年始除く）

2 主要な設備

【入間市児童発達支援センターの主要な設備】

室名	備考
指導訓練室（各クラス）	約 30 m ² ×4室
遊戯室（プレイルーム）	約 90 m ²
屋外遊戯場（園庭）	約 250 m ²
相談室	約 8 m ² ×3室

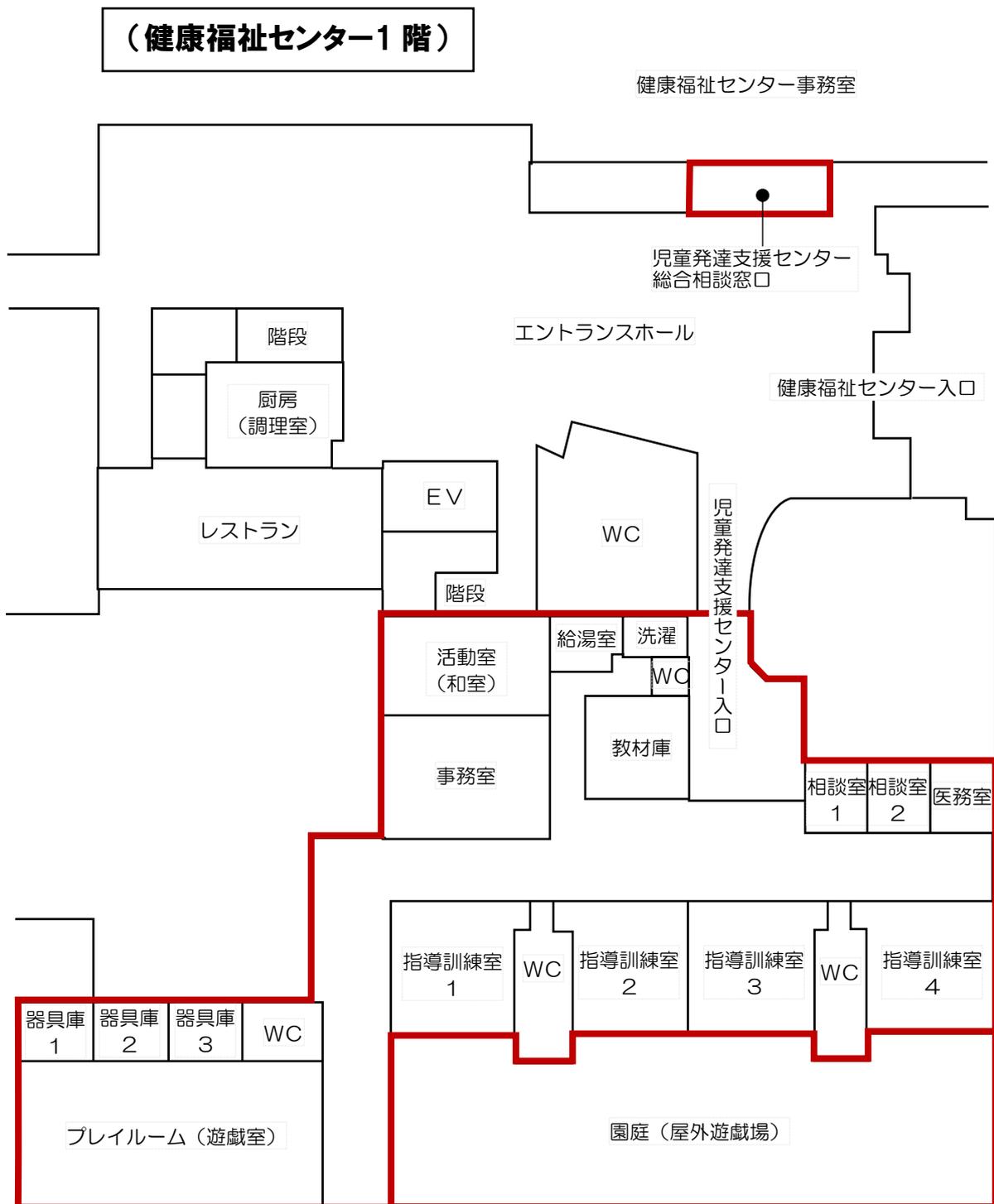
3 開設時期

令和2年4月の開設を目指しています。

【児童発達支援センター開設までのスケジュール】

平成31年3月	事業計画（案）策定
令和元年5月	児童福祉審議会等意見聴取
令和元年7月	事業計画決定
令和元年9月	条例制定
令和元年10月	予算要求
令和2年4月	児童発達支援センター開設

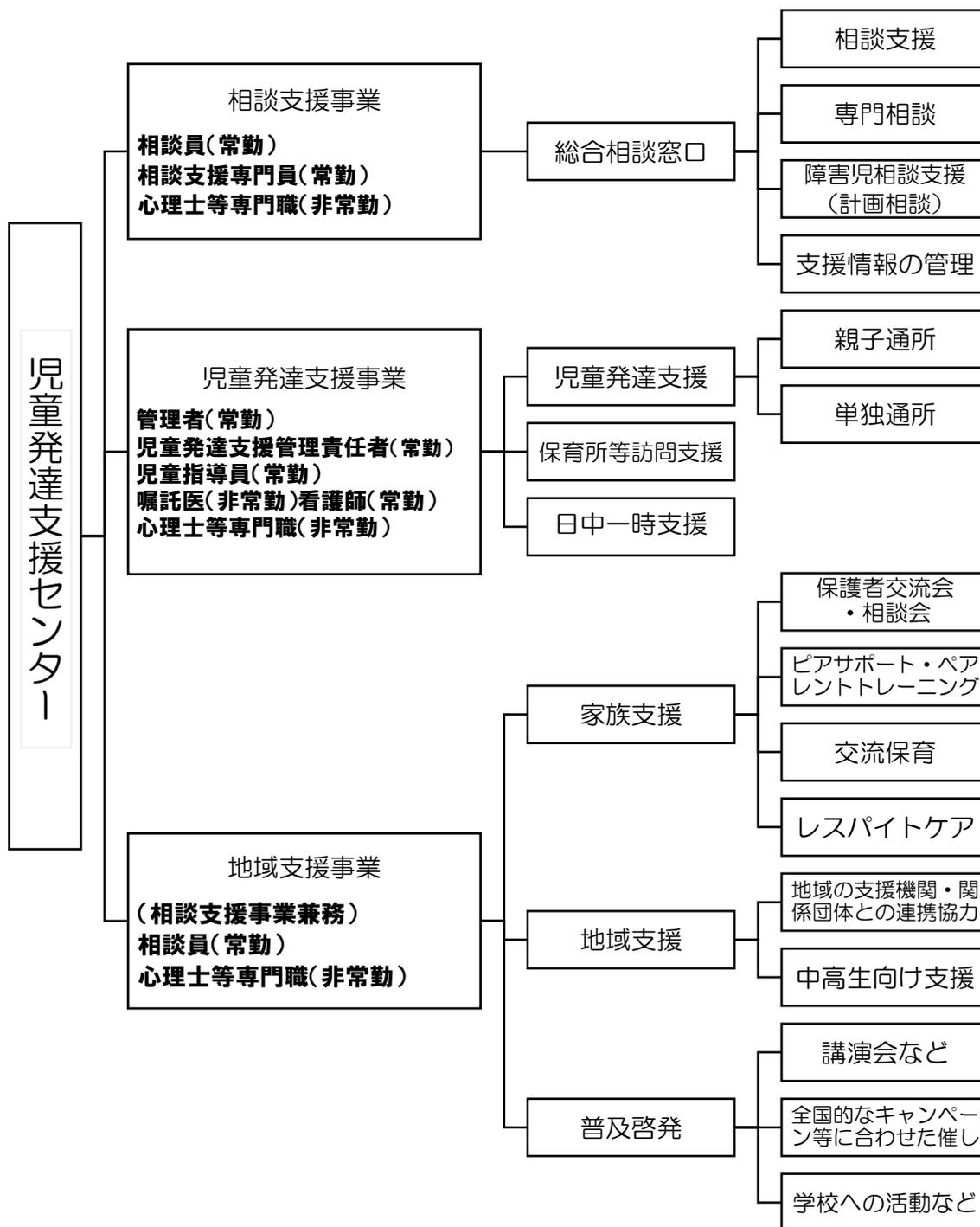
4 児童発達支援センター配置図



5 運営人員

児童発達支援センターの各事業には、指定基準を満たしたうえで、事業の円滑な実施に必要な人員を配置します。

【児童発達支援センター事業の人員配置】



【児童発達支援事業】

職 種	人 数	備 考
管理者	1人	常勤
児童発達支援管理責任者	1人	常勤
保育士	12人	常勤
児童指導員		
臨床心理士（公認心理師）	2人	非常勤（月1回程度）
理学療法士	1人	非常勤（月1回程度）
作業療法士	1人	非常勤（月2回程度）
言語聴覚士	1人	非常勤（月2回程度）
音楽療法士	2人	非常勤（年12回程度）
看護師	1人	常勤
嘱託医	1人	非常勤（年2回程度）

【相談支援事業】（地域支援事業兼任）

職 種	人 数	備 考
事務職員	2人	常勤
相談員	4人	常勤（社会福祉士・保健師・保育士・教員を想定）
相談支援専門員	1人	常勤
臨床心理士（公認心理師）	1人	非常勤（週2回程度）
理学療法士	1人	非常勤（月1回程度）
作業療法士	1人	非常勤（週3回程度）
言語聴覚士	1人	非常勤（月1回程度）

参考資料

児童発達支援センターの指定基準（人員配置基準）

（「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」「児童福祉法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」から作成）

事業	人員配置基準	
児童発達支援センター 障害児を日々保護者の元から通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行う。	嘱託医	1 以上
	児童指導員* ¹	1 以上 単位ごとに総数が概ね障害児の数を 4 で除して得た数以上
	保育士	1 以上
	栄養士	配置しない（障害児の数が 40 人以下のため）
	調理員	配置しない（調理業務の全部を委託するため）
	児童発達支援管理責任者* ²	1 以上
	機能訓練担当職員	必要に応じて配置
	言語聴覚士	主に難聴児を通わせる場合に必置
	看護師	主に重症心身障害児を通わせる場合に必置
	管理者	支障がない場合は当該児童発達支援事業所の他の職務、同一敷地内の他事業所の職務を兼任可
保育所等訪問支援 保育所その他の児童が集団生活を営む施設に通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。	訪問支援員* ³	必要な人数
	児童発達支援管理責任者* ²	1 以上 うち 1 人は専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者
	管理者	訪問支援員と児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き、支障がない場合は他事業所の職務を兼任可
指定障害児相談支援事業 障害児通所支援にかかる障害児支援利用計画案を作成する。	相談支援専門員* ⁴	1 以上 障害児相談支援対象保護者の数（前 6 月の平均値）が 35 ごとに 1 人
	管理者	支障がない場合は当該障害児相談支援事業所の他の職務、他事業所の職務を兼任可

【各職員の要件】

人 員	要 件
*1 児童指導員	<p>(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校（国立障害者リハビリテーションセンター学院等）を卒業した者 ・ 社会福祉士・精神保健福祉士 ・ 大学の学部・大学院・外国の大学で社会福祉学・心理学・教育学・社会学を専修する学科・課程・研究科を卒業した者 ・ 高卒後2年以上児童福祉事業に従事した者 ・ 小中高校の教諭となる資格を有するものであって都道府県知事が適当と認めた者 ・ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって都道府県知事が適当と認めた者 <p style="text-align: right;">等</p>
*2 児童発達支援管理責任者	<p>(H24.3.30 厚労省告示 230 号 概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援事業、福祉事務所等での相談支援の業務（身体上若しくは精神上的の障害がある事又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う業務）の従事期間が5年以上である ・ 社会福祉主事任用資格者、保育士等であって障害児通所支援等での直接支援の業務経験が5年以上 <p style="text-align: right;">等</p>
*3 訪問支援員 (保育所等訪問支援)	<p>(H24.3.30 厚労省社会援護局障害保健福祉部長通知)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者
*4 相談支援専門員	<p>(H24.3.30 厚労省告示 225 号 概略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児相談支援事業、福祉事務所等での相談支援の業務（身体上若しくは精神上的の障害がある事又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導、その他の支援を行う業務）の従事期間が5年以上である ・ 社会福祉主事任用資格者、保育士等であって障害児通所支援等での直接支援の業務経験が5年以上 <p style="text-align: right;">等</p>

入間市児童発達支援センター設置検討委員会 会議開催経過

回	開催日・会場	議題
1	平成30年8月1日(水) 午後1時15分～午後3時 健康福祉センター 201 会議室	1 児童発達支援センター設置検討委員会の役割について 2 児童発達支援センターについて
	平成30年9月18日(火) 午前9時30分～午前11時15分	日野市 発達・教育支援センター「エール」視察
2	平成30年9月28日(金) 午後1時15分～午後3時 市役所 501 会議室	1 日野市発達・教育支援センター「エール」視察報告 2 児童発達支援センターについて 3 意見交換
	平成30年10月25日(木) 午前10時～午後3時	所沢市 松原学園・かしの木学園・こども支援センター視察
3	平成30年11月16日(金) 午後1時15分～午後3時 健康福祉センター 201 会議室	1 所沢市児童発達支援センター松原学園ほか視察報告 2 意見交換 (1) 相談支援事業のイメージについて (2) 児童発達支援事業の整備に向けた検討事項 (3) 地域支援事業の整備に向けた検討事項
4	平成30年12月21日(金) 午後1時15分～午後3時 市役所 501 会議室	1 児童発達支援センターで実施する事業(案)について(意見交換) (1) 相談支援事業について (2) 児童発達支援事業について (3) 地域支援事業について (4) その他の事業について

回	開催日・会場	議題
5	平成31年1月22日(火) 午後1時15分～午後3時 市役所 入札室	1 児童発達支援センターで実施する事業(案)について(意見交換) (1) その他の事業について ア 保育所等訪問支援事業について イ レスパイトケアについて (2) 家族への支援について (3) 一般市民への普及啓発について 2 児童発達支援センターの基本理念と方針について(意見交換) 3 児童発達支援センター事業の実施主体について(意見交換) 4 その他の意見
6	平成31年2月15日(金) 午後1時15分～午後3時 健康福祉センター 201 会議室	1 検討委員会意見のまとめ(案)について
7	平成31年3月25日(月) 午前10時～午前12時 市役所 全員協議会室	1 検討委員会意見のまとめ(案)について 2 児童発達支援センター事業計画(骨子案)について
8	令和元年7月2日(火) 午後1時15分～午後2時45分 市民会館 1号室	1 児童発達支援センター事業計画(案)について 2 今後のスケジュールについて 3 事業の運営方式について
9	令和元年12月24日(火) 午後1時15分～午後3時	1 児童発達支援センターの開設について 2 受託事業者の決定について 3 児童発達支援センター運営協議会の設置について

児童発達支援に関する関連課連携会議 構成課名簿

No.	部 名	課 名	担当職員
1	福祉部	障害者支援課	障害援護担当職員
2	こども支援部	こども支援課	児童相談担当職員
3	こども支援部	こども支援課	児童発達支援担当職員
4	こども支援部	保育幼稚園課	入所担当職員・保育士
5	こども支援部	青少年課	青少年担当職員
6	健康推進部	地域保健課	地域保健担当職員（保健師）
7	教育部	学校教育課	子ども未来室担当職員

入間市児童発達支援センター設置検討委員会 委員名簿

任期：平成 30 年 8 月 1 日～児童発達支援センター設立の日まで

（敬称略 順不同）

No.	氏 名	選出区分	所属等
1	桑野 恵介	障害児通所支援等の関係者	株式会社 スペクトラムライフ
2	並木 範一	障害児通所支援等の関係者	入間市障害者基幹相談支援センター
3	越智 恵子	障害者関係団体に属する者	入間市手をつなぐ親の会
4	白木 久美子	障害者関係団体に属する者	日高特別支援学校 保護者
5	海老澤 小真紀	障害者関係団体に属する者	狭山特別支援学校 P T A
6	尾上 昌弘	保健及び医療関係者	入間地区医師会
7	後藤 博	教育関係者	入間市校長会
8	新井 真由美	教育関係者	入間わかくさ高等特別支援学校
9	塙 博昭 平成 31 年 3 月 31 日退任	保育関係者	入間市私立幼稚園連絡協議会
	細川 大輔 平成 31 年 7 月 1 日委嘱		
10	植竹 利之	保育関係者	入間市民間保育園園長会
11	桂川 泰典	知識経験者	早稲田大学 人間科学学術院
12	齋藤 玲 平成 30 年 9 月 1 日委嘱	その他障害児支援の関係者	障害者自立支援協議会